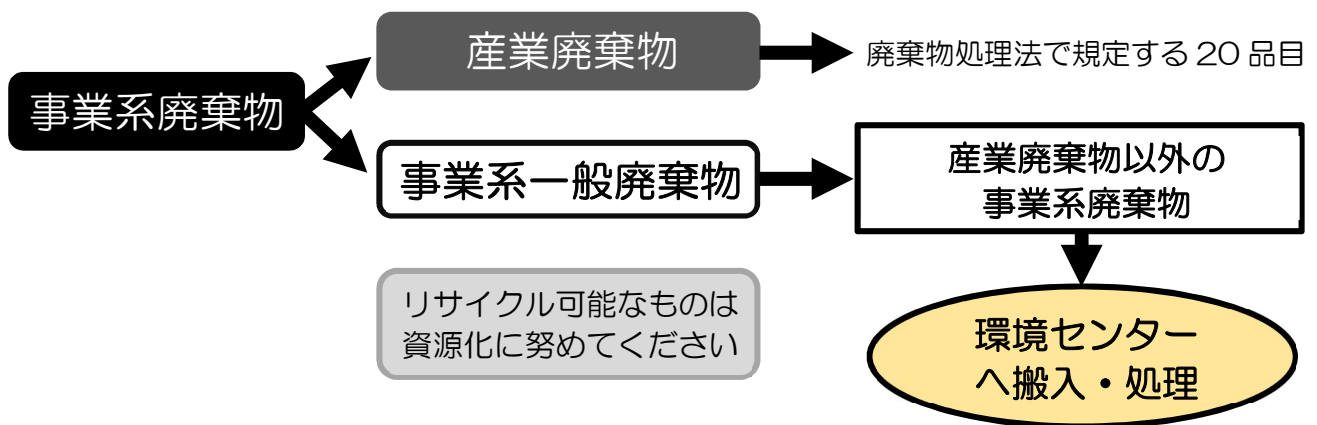


# 中津川市環境センターへ搬入・処理できる 事業系廃棄物と注意事項

## ■事業系廃棄物とは

事業の規模や業種、ごみの量、種類にかかわらず  
事業活動によって生じるごみをいいます。



※環境センターには搬入・処理できない廃棄物の一例（7ページ参照）



## 中津川市環境センター



ホームページ

# 1. 環境センターへ搬入できる事業系廃棄物

■環境センターへ搬入できる事業系廃棄物は、  
事業系一般廃棄物 と 市が例外的に認める一部の産業廃棄物 です。

- ・ 廃棄物処理承認申請が必要となります。※2ページ参照
- ・ 分別を徹底し、リサイクルをすすめてください。

## (1) 事業系一般廃棄物

- ・ 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物を除くもの
- ・ 事務所や従業員休憩場（製造、加工等の事業活動以外）から排出される小物類（40 cm以下）

事業系一般廃棄物		排出物の内容（一例）	排出場所
燃えるごみ	食品残さ（生ごみ）	食品の食べ残し、売れ残り、調理残さ等	会社事務所、小売店、飲食店他
	木くず	剪定枝、草、板切れ等	会社事務所、小売店、飲食店他
	紙くず、布くず	汚れた紙、汚れた布等	会社事務所、小売店、飲食店他
	文房具、従業員個人消費の燃える小物類	プラスチック、ゴム、ビニール類等 40 cm以下の小物類	会社事務所や休憩所
燃えないごみ	従業員個人消費の燃えない小物類	金属類、ガラス陶器類等 40 cm以下の小物類	会社事務所や休憩所
ごみ型	木製家具類 布団類	木製の椅子、机、棚等 布団、カーペット等	会社事務所や休憩所
有害	有害ごみ	電池、スプレー缶等	会社事務所や休憩所

## (2) 一部の産業廃棄物

- ・ 例外的に受入れを認める一部の産業廃棄物

一部の産業廃棄物	排出物の内容	排出場所
紙くず	紙加工品製造、新聞、出版、製本、印刷物加工等の事業活動に伴って生ずる印刷くず、製本くず、裁断くず等	製造・加工等の事業活動
木くず	木材・木製品製造、家具製造、造園工事等の事業活動に伴って生ずる木くず、おがくず、板きれ等	製造・加工等の事業活動
動植物性残渣	食料品製造（パン、菓子、豆腐、総菜）等の事業活動に伴って生ずる食料品残渣等	製造・加工等の事業活動

※ その他 産業廃棄物として処理が困難な混合物など、  
 環境センターで受入れできる場合があります。（事前の協議が必要です。）

## 2. 環境センターへの搬入方法

- ・事業系廃棄物は、地域のごみステーションに出すことはできません。
- ・事業者は、市指定のごみ袋を使用することはできません。
- ・搬入検査を実施する場合があります。(受入拒否や、搬入承認取消し措置の可能性があります。)
- ・排出事業者または許可業者以外による搬入は、  
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」 に違反します。

### 搬入方法 1 : 収集運搬許可業者に、収集運搬を依頼

- ・「一般廃棄物収集運搬許可」を市から受けた許可業者に収集運搬を依頼できます。

#### ■中津川市一般廃棄物収集運搬許可業者

(2026年3月現在 6社)

事業所名	所在地	電話番号
東清(株)	駒場2290-3	0573-66-5213
ケイナクリーン(株)	千旦林1173-1	0573-68-5657
(株)西尾商店	駒場町3-37	0573-65-2708
(有)中津川清掃	千旦林162-92	0573-68-4557
(有)ヤマ上市川商店	瀬戸941	0573-66-6011
(有)マルナカ紙業	千旦林105-3	0573-68-4410

### 搬入方法 2 : 排出事業者が自ら、環境センターへ直接搬入

#### ■環境センターへの直接搬入の方法

- 1) 受入時間 平日 8時45分~16時30分 (土日祝の受入れはありません)
- 2) 料金 100円/10kg
- 3) 「承認番号確認表」を、搬入車両に掲示してください。
- 4) 分別(リサイクル、燃えるごみ、燃えないごみ、有害ごみ)を徹底してください。  
(特に、燃えるごみ中の金属や、リサイクル可能な雑がみ等が多く見受けられます)

## 3. 廃棄物処理承認申請

- ・事業系廃棄物を搬入する事業者は、あらかじめ、市へ廃棄物処理承認申請が必要です。
  - ※ 「中津川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に基づく承認
  - ※ 週50kgを超えない場合は省略できます
- ・一般廃棄物収集運搬許可業者に収集運搬を依頼する場合も、承認申請は必要です。
- ・2年ごとに更新が必要です。

一般廃棄物処理承認申請、産業廃棄物処理承認申請の詳細については、  
市ホームページまたは環境センターまでお問い合わせください。



ホームページ

## 4. 事業系一般廃棄物の分別方法

	種類	出し方	備考
燃えるごみ	食品残さ（生ごみ）	水分を切り、透明または半透明の袋	事業者は、市指定ごみ袋の使用はできません。
	木くず	長さ 40 cm以下、太さ 10 cm以下	
	紙くず、布くず	汚れていないリサイクルできるものは資源化へ	
	文房具、従業員個人消費の燃える小物類	40 cm以下の文房具や弁当や菓子のごみ	

	種類	出し方	備考
燃えないごみ	従業員個人消費の燃えない小物類	40 cm以下 ガラス陶器類は飛散防止措置 缶類は中を洗浄	事業者は、市指定ごみ袋の使用はできません。

	種類	出し方	備考
大型ごみ	木製家具類 布団類	木製・布製のみ 金属部分をはずす	最大：200 cm×140 cm×90 cm 木材： 100 cm×10 cm径

	種類	出し方	備考
有害ごみ	電池、スプレー缶、リチウムイオン電池等	※燃えないごみに混ぜない スプレー缶は穴あけガス抜き ※事業系有害ごみはリサイクルセンターの利用はできません	計量および料金支払いが必要

## 5. 資源ごみのリサイクル

- ・リサイクルセンターでは、資源ごみの受入れを行っています。(料金不要)

	種類	出し方
リサイクル	缶類	飲料用缶類など。水洗いする。つぶさない。 よごれた缶、ふたは燃えないごみなどへ
	びん類	飲料用びん類など。水洗い、色分別する。 化粧品などびん、ふたは燃えないごみへ。
	ペットボトル類	飲料用ペットボトル類、キャップ・ラベルを外す。
	紙類	新聞紙、ダンボール類、雑誌、雑がみ、牛乳パック ※シュレッダーくずは民間リサイクルへ
	衣類、布類	洗濯済の古着、毛布、くつ、かばんなど 透明なビニール袋に入れる

## 6. 産業廃棄物

- ・事業活動に伴う廃棄物のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で規定する 20 品目。(別表 1)
- ・原則、環境センターへの搬入はできません。(一部の産業廃棄物を除く)

参考

岐阜県ホームページ 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理業者許可一覧

お問合せ先：岐阜県庁 9階 廃棄物対策課（産業廃棄物係） 058-272-8217

## 〈 別表1 事業系一般廃棄物 および 産業廃棄物 の主な分類 〉

	排出物の内容	主な排出事業者	事業系一廃	産廃
燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他焼却残さ	全事業所		●
汚泥	排水処理後および各種製造生産工程で排出された泥状のもの 活性汚泥法による余剰汚泥、ビルビット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥 等	全事業所		●
廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶油、タールピッチ 等	全事業所		●
廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液	全事業所		●
廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃液	全事業所		●
廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物（接客業等で客に提供した商品等のプラスチック容器なども含む）	全事業所		●
	従業員の個人消費に伴って生じる弁当がら等の包装資材などのプラスチック製品やトレー 等	会社事務所 等	●	
ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず	全事業所		●
金属くず	鉄鋼または非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等	全事業所		●
	従業員等の個人消費に伴って生じる金属容器、金属製品 等	会社事務所 等	●	
ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	ガラス類（板ガラス等）、製品の製造過程などで生ずるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等	全事業所		●
	従業員の個人消費に伴って生じるガラス瓶 等	会社事務所 等	●	
鋳さい	鋳物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石灰、粉炭かす 等	全事業所		●
がれき類	工作物の新築、改築又は除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これに類する不要物	全事業所		●
ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設または産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの	全事業所		●

紙くず	紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業		●
	PCB が塗布または染みこんだもの	全事業所		
	紙くず 等	会社事務所、小売店、飲食店 他	●	
木くず	木材片、おがくず、バーク類 等	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、木材・木製品製造業（家具の製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業、物品賃貸業		●
	貨物の流通のために使用したパレット等	全事業所		
	PCB が染みこんだもの	全事業所		
	梱包材、板切れ 等	会社事務所、小売店、飲食店 他	●	
繊維くず	木綿くず、羊毛くずなどの天然の繊維くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業		●
	PCB が染みこんだもの	全事業所		
	繊維くず、衣類、布団類	衣類などの繊維製品製造業、小売店 他	●	
動植物性残さ	あめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚および獣のあら等固形状の不要物	食料品製造業、医療品製造業、香料製造業		●
	あめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚および獣のあら等固形状の不要物	飲食店、小売店 他	●	
	食品残渣	会社事務所、飲食店、小売店 他	●	
動物系固形不要物	獣畜、食鳥にかかわる固形状の骨その他の不要物	と畜場、食鳥処理場		●
	食肉骨の残渣	精肉店、飲食店 他	●	
動物の糞尿	牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿	酪農、養豚、養鶏などの畜産農業		●
動物の死体	牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体	酪農、養豚、養鶏などの畜産農業		●
政令第 13 号廃棄物	産業廃棄物を処分するために処理したもの	汚泥等を処理した残さ等		●

※ なお産業廃棄物のうち、「引火性廃油」「腐食性廃酸」「腐食性廃アルカリ」「感染性産業廃棄物」「特定有害産業廃棄物（廃 PCB 等、PCB 汚染物、

※ PCB 処理物、廃水銀等、廃石綿等、有害物質を含有した産業廃棄物 など）は特別管理産業廃棄物

※ 産業廃棄物の処分方法等 については、県などの取り扱い機関または産業廃棄物処理業者 等へご相談ください

## 7. 環境センターへ 搬入できない 事業系廃棄物

搬入できない 事業系廃棄物		処分方法など
原則、工場や店舗から出る <b>産業廃棄物</b> は 搬入できません。		販売店や 産業廃棄物処理業者へ
有害ごみ	水銀使用製品、蛍光灯、廃油など	
廃プラスチック	工場や店舗から出るもの	
その他	家電、金属、ガラス、陶磁器くず、ゴムくず	

- 事業系廃棄物の処理は、法律や条例により、排出事業者が自らの責任で適正に処理することが義務付けられています。
- 事業系廃棄物は、地域のごみステーションに出すことはできません。  
※搬入方法は2ページ参照
- 事業者は、市指定のごみ袋を使用することはできません。



### 中津川市 環境センター

中津川市駒場 2261-6

TEL 0573-62-0085

FAX 0573-62-0072

kankyo-c@city.nakatsugawa.lg.jp